

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月8日 09時10分ごろ
発生場所	兵庫県たつの市地ノ唐荷島北方沖 播磨室津港南防波堤灯台から真方位184°1海里付近 (概位 北緯34°45.0′ 東経134°30.0′)
事故の概要	プレジャーヨットOwlは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Owl、5トン未満（長さ8.46m）
船舶番号、船舶所有者等	240-21766兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m たつの市には、令和元年6月7日04時24分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、帆走中、船長が、地ノ唐荷島に接近したので、機走に切り替えて遠ざかろうとしたものの風浪により圧流され、浅所に乗り揚げた。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、帆走中、船長が、地ノ唐荷島に接近して航行したことから、機走に切り替えて遠ざかろうとしたものの風浪により圧流され、浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、帆走中、船長が、地ノ唐荷島に接近して航行したため、機走に切り替えて遠ざかろうとしたものの風浪により圧流され、浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・帆走中、風浪等により圧流される方向に浅所がある場合には、十分に距離を離して航行すること。